



甘楽町避難所／土砂災害ハザードマップ(南部)

ハザードマップで確認 土砂災害警戒区域

「土砂災害防止法」に基づき、群馬県が地形、地質、降水、土地利用状況等について調査を行い、土砂災害による被害を受けるおそれのある区域「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」を指定しました。

土砂災害警戒区域などにお住まいの方は、大雨時には警戒避難が必要となる可能性がありますので、避難勧告などの情報にも注意してください。

土砂災害警戒区域	
急傾斜地の崩壊	
土石流	
地すべり	
土砂災害特別警戒区域	
急傾斜地の崩壊	
土石流	

避難所一覧【秋畑地区】

番号	名称	所在地	種別
14	梅の木平住民センター	秋畑1614-2	
15	第10区住民センター	秋畑4447	
16	第11区住民センター	秋畑5112-2	
17	第12区住民センター	秋畑2634-2	
18	谷の口公会堂	秋畑2994-14	
19	(旧)第13区住民センター	秋畑2147-1	
20	(旧)第14区住民センター	秋畑485-1	
21	(旧)秋畑小学校	秋畑1553-1	
22	(旧)第三中学校	秋畑2438-1	
23	秋畑地域交流センター	秋畑1539-2	



凡例(避難所)	
一時避難場所	
避難所	
福祉避難所	

避難情報

災害のおそれがある時は、その状況に応じて町から避難情報が発令されます。これらの情報に十分注意して行動してください。

避難準備・高齢者等避難開始

- 避難に時間を要する避難行動要支援者(高齢者・障がい者・乳幼児など)と、その支援者は避難を開始してください。
- 通常の避難行動ができる人は、家族との連絡、非常持出品の用意など避難の準備を始めてください。

避難勧告

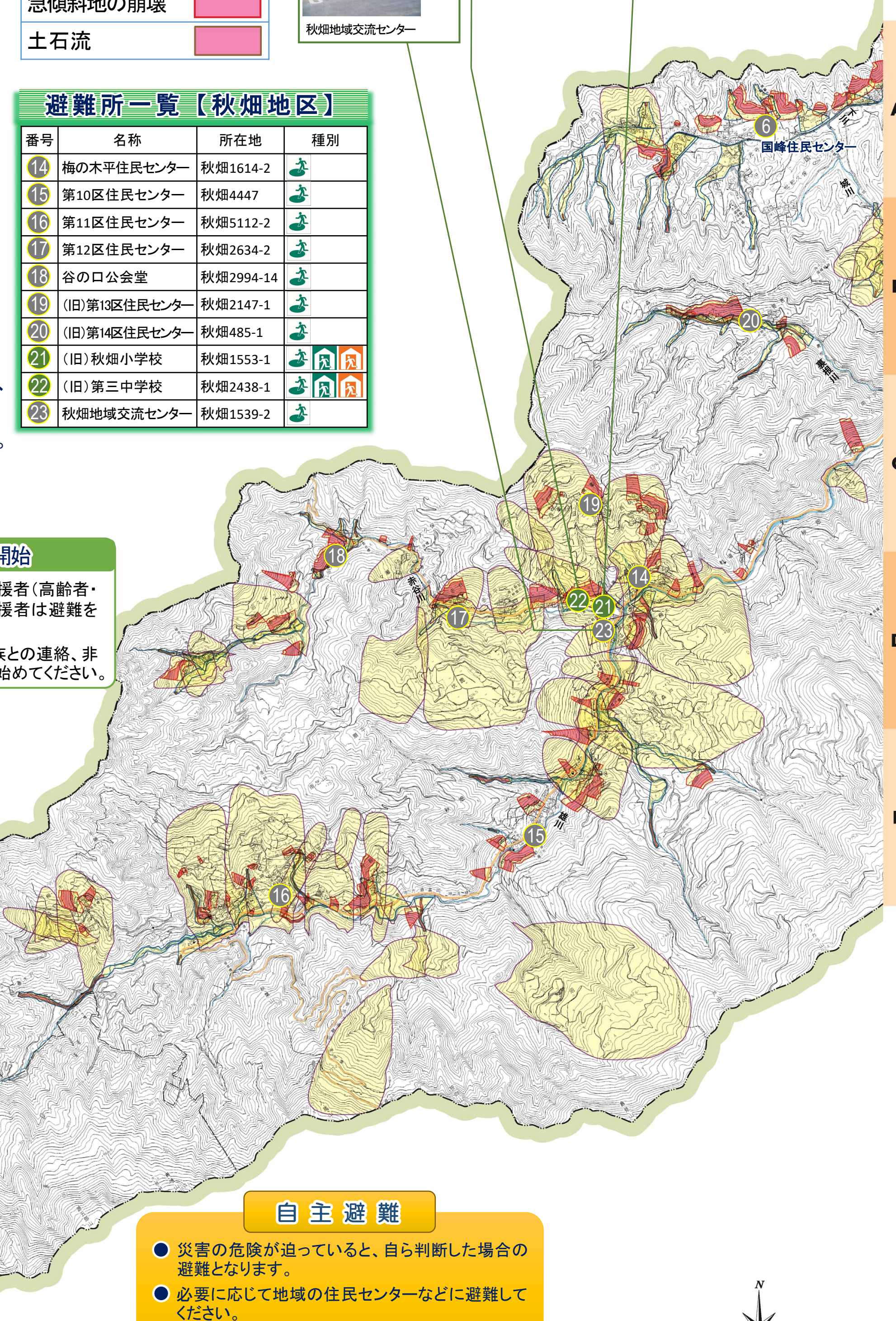
- 対象地域の住民は指定された避難所(場所)に避難してください。
- お互いに助け合いながらすみやかに行動してください。

避難指示(緊急)

- 対象地区の住民は直ちに避難しなければなりません。まだ、避難していない住民は直ちに避難してください。
- もし避難が間に合わない場合や外出することがかえって危険な場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難してください。

自主避難

- 災害の危険が迫っていると、自ら判断した場合の避難となります。
- 必要に応じて地域の住民センターなどに避難してください。
- 避難中の食事や生活必需品はご自分で用意してください。



0 1:17,000 500m 1000m